

## 新型コロナウイルス関連情報（6月12日現在）

1 喫連邦保健省によれば、12日（金）15時現在、新たにオーストリア国内で25名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び1名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は16,970名（内死亡数：675名，治癒数：15,985名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 3,540名（+ 0）(内死亡108名，治癒3,437名)
- ・ウィーン市（州） : 3,472名（+ 17）(内死亡175名，治癒3,068名)
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 2,899名（+ 6）(内死亡100名，治癒2,746名)
- ・オーバーエーステライヒ州 : 2,330名（+ 3）(内死亡 61名，治癒2,232名)
- ・シュタイアーマルク州 : 1,841名（- 1）(内死亡150名，治癒1,688名)
- ・ザルツブルク州 : 1,223名（+ 0）(内死亡 38名，治癒1,201名)
- ・フォアアールベルク州 : 907名（+ 0）(内死亡 19名，治癒 880名)
- ・ケルンテン州 : 415名（+ 0）(内死亡 13名，治癒 401名)
- ・ブルゲンラント州 : 343名（+ 0）(内死亡 11名，治癒 332名)

（当館注：ウィーン市で1名の死亡数が新たに計上され，合計675名となりました。）

2 11日，6月16日以降の特定の31か国（以下特定国一覧参照）からの入国制限の解除に関する保健省令が公布されました。同省令は16日0時に発効し，6月30日まで適用されます。なお，同省令の概要は以下のとおりです。

（当館注：本件措置により対象地域における長期滞在資格を有する在留邦人については，対象地域間の移動についてのオーストリア側の制限は停止されることに

なりましたが、我が国を含む第三国からの移動や長期滞在資格を有しない邦人については、引き続き現行の制限・措置が課されています。)

(1) シェンゲン協定国若しくはアンドラ、ブルガリア、アイルランド、クロアチア、モナコ、ルーマニア、サンマリノ、バチカン、英国又はキプロスからオーストリアに入国しようとする者は、4日以内に発行された医師の診断書の提示あるいは14日間の自宅隔離又は適切な宿泊施設での検疫を行わなければならない(費用は自己負担)。適切な宿泊施設の予約確認書等が確認できない場合、入国は拒否される。なお、14日間の隔離期間中に検査を行い、陰性結果が出た場合は隔離を終了することが可能である。

(2) シェンゲン域外から入国する場合、(1)の規定は喫国民、EU/EEAの国民及びスイス国民並びにこれらの者と生計を一にする家族、並びに、喫により発行されたDビザを所持し、若しくは滞在資格等に基づき喫に滞在する資格を有する外国人にも適用される。また、シェンゲン協定国又は(1)の国々以外(含む日本)からのEU等域外民(第3国国籍者)の入国拒否は外交官や国際機関職員等の一部例外を除き引き続き維持される。

(3) 特定国(以下特定国一覧参照)からオーストリアに入国した者であって、オーストリア又はこれらの国のいずれかに住所又は居所を有する者については、(1)の規定は適用されない。ただし、過去14日間にオーストリア又は特定国以外に滞在していない旨を疎明しなければならない。

(特定国一覧)

アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スロバキア、

スロベニア，チェコ，デンマーク，ドイツ，ノルウェー，バチカン，ハンガリー，フィンランド，フランス，ブルガリア，ベルギー，ポーランド，マルタ，モナコ，ラトビア，リトアニア，リヒテンシュタイン，ルーマニア，ルクセンブルク

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に，せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので，手洗い，人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお，オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は，新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し，消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に，約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口，目，鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際，咳をする際は使い捨てティッシュに行くか，腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

#### 【参考】

##### ■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)